

尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定について

はじめに

- ・ 尼崎市内から排出される温室効果ガスの削減については地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」(第 1 次：平成 19 年 3 月、第 2 次：平成 23 年 3 月)(以下、それぞれ「第 1 次計画」、「第 2 次計画」という。)を策定し、市民・事業者・市が協力しながら取組を進めている。
- ・ 平成 25 年 3 月には温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」として選定を受けており、具体的な取組の道筋を「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」(平成 26 年 3 月)(以下、「アクションプラン」という。)として示している。

1 計画策定の背景

(1) パリ協定

- ・ 平成 27 年(2015 年)12 月、パリで開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、平成 32 年(2020 年)以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとして、「パリ協定」が合意された(平成 28 年(2016 年)11 月発効)。
- ・ 「パリ協定」は、産業革命以降の世界的な平均気温上昇を 2 より低く保ち、1.5 に抑える努力、適応能力の向上などにより、気候変動への世界的な対応を強化することを目的としている。
- ・ 「パリ協定」では、各国は削減目標・行動を作成、提出、維持し、目的を達成するための国内措置をとることが規定されている。

(2) 国・県の計画

- ・ 国は、温室効果ガス排出量を平成 42 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比 26.0%削減を目標とする「日本の約束草案」を平成 27 年(2015 年)7 月、国連に提出し、目標の実現に向けた国の計画として、「地球温暖化対策計画」が平成 28 年(2016 年)5 月に閣議決定された。
- ・ 兵庫県では、国の対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、平成 42 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比 26.5%を最終目標とする「兵庫県地球温暖化対策推進計画」が平成 29 年(2017 年)3 月に策定された。

(3) その他

ア 適応策

- ・ パリ協定では、気候変動に対する適応能力を向上させることが目的の 1 つとなっている。
- ・ 気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の法的位置づけと推進を目的とする「気候変動適応法案」が平成 30 年(2018 年)2 月に閣議決定された。

イ SDGs (持続可能な開発目標)

- ・平成 27 年 (2015 年) 5 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では平成 28 年 (2016 年) から平成 42 年 (2030 年) までの期間に達成すべき目標として、17 のゴール・169 のターゲットから構成された「持続可能な開発目標」(SDGs) を設定している。

2 地球温暖化対策関連計画の策定状況 (参考 1 参照)

(1) 国・兵庫県

地球温暖化対策計画 平成 28 年 5 月策定

兵庫県地球温暖化対策推進計画 平成 29 年 3 月策定

(2) 尼崎市

尼崎市環境基本計画 平成 26 年 3 月策定

第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画 平成 23 年 3 月策定

尼崎市環境モデル都市アクションプラン 平成 26 年 3 月策定 / 平成 29 年 6 月改訂

尼崎市総合計画 (後期まちづくり基本計画) 平成 25 年 3 月策定 (平成 29 年 12 月策定)

施策名称		施策の展開方向	
15	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	15-1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。
		15-2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。
		15-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。

総合計画では、4 つの将来像 (「ありたいまち」) を踏まえて 20 の施策及びその展開方向をまとめており、環境分野の関連施策として、3 つの施策が掲げられている。

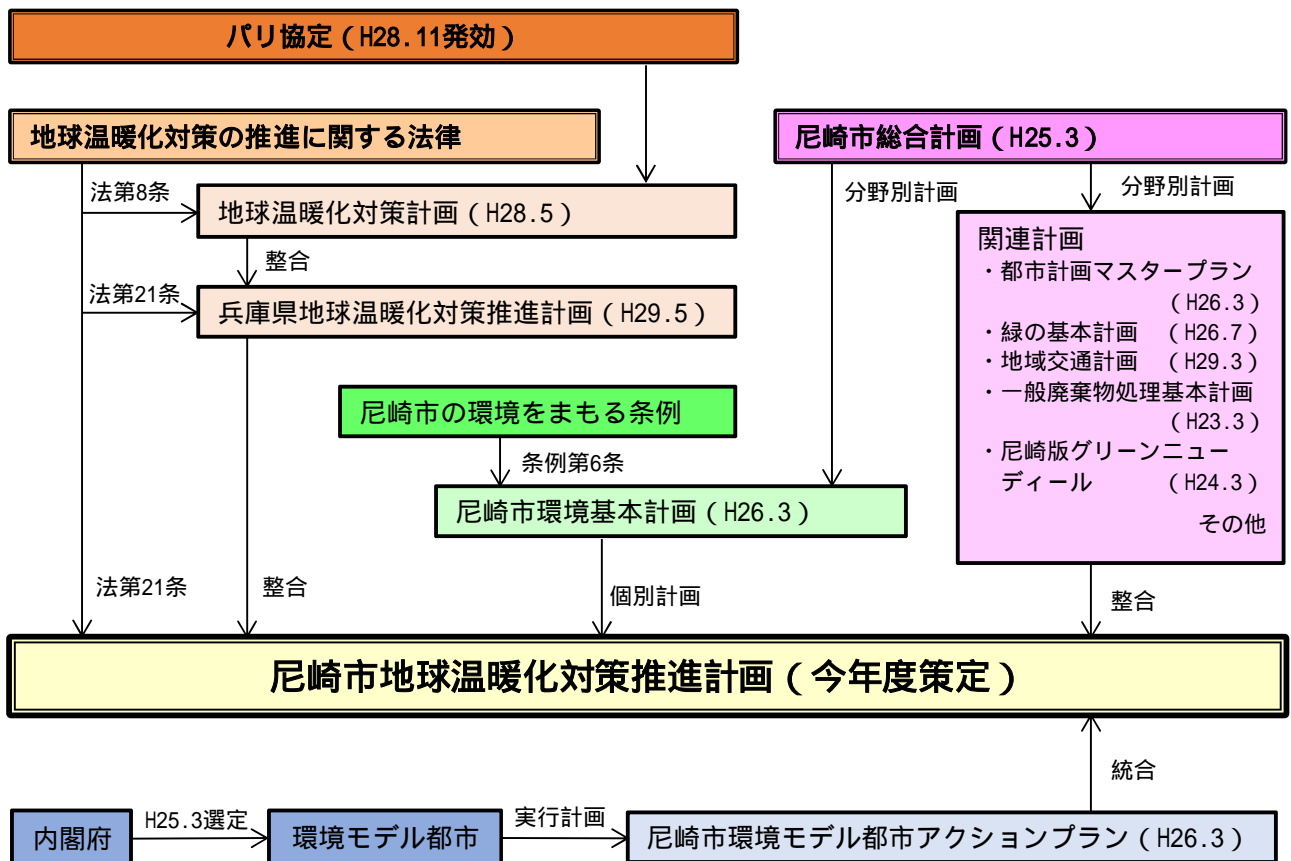


図1 Niigata City Earth Warming Countermeasure Promotion Planの位置付け

3 計画策定の必要性

第2次計画はパリ協定の発効以前に策定されたものであり、国の地球温暖化対策計画の削減目標などを踏まえたものとなっていない。また、第2次計画とアクションプランでは削減対象や計画期間などが異なるため進捗管理が複雑となっている。

以上のことから温暖化対策を取り巻く国内外の情勢に対応するとともに、取組を一層発展させていくためアクションプランと第2次計画を整理・統合し、新たに「Niigata City Earth Warming Countermeasure Promotion Plan」として策定を行う必要がある。

表1 第2次計画とアクションプランの比較

	第2次計画	アクションプラン
対象範囲	Niigata City全域	Niigata City全域
計画期間	H23～H32	H26～H30
削減対象	二酸化炭素 (CO2)	温室効果ガス (GHG)
内容	大まかな温暖化対策の方向性を施策として示す。	具体的な取組内容とその取組による削減見込を示す。
排出係数	変動	固定
短期目標	なし	H30までにH2比でGHG排出量を14%削減
中期目標	H32までにH2比でCO2排出量を15%以上削減	H42までにH2比でGHG排出量を30%削減
長期目標	H62までにH2比でCO2排出量を80%以上削減	H62までにH2比でGHG排出量を80%削減
家庭目標	H32までにH20比でCO2排出量を25%以上削減	なし

4 尼崎市地球温暖化対策推進計画

(1) 計画の策定根拠・位置付け

- ・本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定する。また、本計画は、「尼崎市の環境をまもる条例」第 6 条に基づく「環境基本計画」の個別計画として策定するとともに、尼崎市の最上位計画である総合計画との整合、その他の関連計画との連携に留意して策定する。

(2) 計画期間・目標年度

- ・計画の対象期間は、2019 年度（平成 31 年度）を初年度とし、国と同様の 2030 年度（平成 42 年度）を目標年度とする（12 年計画）。また、社会経済情勢や環境問題の変化や取り組み状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3) 計画の構成（案）

1. 計画の意義・背景
2. 市域の概況
3. 温室効果ガス排出の現状と今後の見通し
4. 温室効果ガス削減目標
5. 温室効果ガス排出削減に係る施策・取組・取組スケジュール
6. 各主体の役割と計画の推進体制

今後の検討により変更する場合もある。